

せとうち備讃諸島 日本遺産構成文化財企画旅行造成事業

☆ 補助金名

企画旅行造成事業補助金

※企画旅行とは募集型企画旅行または受注型企画旅行のことをいう。

☆ 補助対象者

旅行業法第3条の規定に基づく旅行業の登録を受けている旅行業者であり、せとうち備讃諸島の日本遺産構成文化財を組込む企画旅行を催行した旅行業者。

☆ 補助条件

- (1) 旅行業者が催行する企画旅行参加者が2人以上であること。
- (2) 日本遺産構成文化財を2ヶ所以上企画旅行に組込むこと。
- (3) ツアーには、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会で育成中の観光ガイド（石の島ガイド）を原則活用すること。
- (4) 企画旅行参加者（全員）に対するアンケートを実施すること。
- (5) 国，地方自治体等が実施する視察若しくは研修旅行でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。

☆ 補助金額

企画旅行参加者の人数に，下記の単価を乗じた額を補助する。

	宿泊なし（1人当たり）	宿泊あり（1人当たり）
構成文化財1ヶ所	1,000円	1,500円

※なお，補助金の額は，1企画旅行につき10万円を限度とする。

ただし，笠岡市，丸亀市，土庄町，小豆島町の2市2町において，複数市町の構成文化財を訪問した場合は5万円加算する。

1 企画旅行

10万円（限度）



市町を跨った場合

5万円（加算）